

千葉市社会教育功労者顕彰要領

1 目的

この要領は、社会教育功労者顕彰の基準その他運用に必要な事項を定める。

2 顕彰の対象者

千葉市社会教育功労者顕彰要綱第2条に該当するものは、次のとおりとする。

(1) 一般部門

多年にわたり社会教育の振興及び発展に寄与し、その功績が顕著であったもののうち、次のア、イに該当するもの。

ア 個人

社会教育関係団体又はその他の団体等の運営又は指導に携わった者で、原則10年以上にわたりすぐれた社会教育活動を行っている者。

イ 団体

社会教育関係団体として、原則10年以上にわたりすぐれた社会教育活動を行い、学習成果を地域に還元しているもの。

(2) 特別部門

個人、団体を問わず、また、一般部門の年数基準にかかわらず、社会教育の振興及び発展に寄与し、地域づくりや地域貢献活動に献身的に取り組んだ功績が特に顕著であったもの。

また、生涯学習、ボランティアの基本的理念を有し、特に市民の社会教育活動に普及的效果をもたらすもの。

3 欠格条項

原則として、既顕彰者は選考対象者とししない。また、次の各号に該当する場合も、選考の対象者とししない。

(1) その責に帰すべき行為で、著しく名誉を失ったと認められるとき。

(2) 特定の政治的意図を持った活動や、営利的・宗教的活動を行ったと認められるとき。

(3) その他顕彰することが適当でないとして認められるとき。

4 運用

この要領に定めるもののほか、具体的な運用については別途定める。

附 則

1 この要領は、令和元年6月7日から施行する。

2 社会教育功労者候補者選考基準は、廃止する。